平成29年度 公立大学法人首都大学東京 財務諸表について (概要)

1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

(財務諸表等)

- (1)法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2)法人は、財務諸表を設立団体の長に提出するときは、事業報告書、予算の区分に従い作成した決算報告書等を添付しなければならない。
- (3)法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表等を、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

